

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 7 月 20 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第 85 号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和 35 年岩手県規則第 59 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
別表第 1（第 6 条関係）	別表第 1（第 6 条関係）
1 収容施設の供与	1 収容施設の供与
（1）避難所	（1）避難所
ア・イ [略]	ア・イ [略]
ウ 避難所設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所の設置費とし、次の額の範囲内とする。ただし、高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であって、避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを収容する福祉避難所を設置した場合は、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算できる。	ウ 避難所設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所の設置費とし、次の額の範囲内とする。ただし、高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であって、避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを収容する福祉避難所を設置した場合は、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算できる。
（基本額）	（基本額）
避難所設置費 <u>100人1日当たり 30,000円</u>	避難所設置費 <u>1人1日当たり 300円</u>
[略]	[略]
エ [略]	エ [略]
（2）応急仮設住宅	（2）応急仮設住宅
ア [略]	ア [略]
イ 応急仮設住宅の1戸当たりの規模は、29.7平方メートルを基準とし、その設置のため支出できる費用は <u>2,342,000円</u> 以内とする。	イ 応急仮設住宅の1戸当たりの規模は、29.7平方メートルを基準とし、その設置のため支出できる費用は <u>2,326,000円</u> 以内とする。
ウ～キ [略]	ウ～キ [略]
2 [略]	2 [略]
3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
（1）・（2） [略]	（1）・（2） [略]
（3）被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次の額の範囲内とする。なお、季別は、災害発生の日をもって決定する。	（3）被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次の額の範囲内とする。なお、季別は、災害発生の日をもって決定する。

ア 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

季別	期間	1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯	6人 以上 の世 帯
夏季	4月 から 9月 まで	<u>17,2</u> 00円	<u>22,1</u> 00円	<u>32,6</u> 00円	<u>39,0</u> 00円	<u>49,5</u> 00円	5人 を超 える 者1 人ご とに <u>7,20</u> 0円 を <u>49,5</u> 00円 に加 算し た額
冬季	10月 から 3月 まで	<u>28,4</u> 00円	<u>36,7</u> 00円	<u>51,2</u> 00円	<u>60,1</u> 00円	<u>75,4</u> 00円	5人 を超 える 者1 人ご とに <u>10,3</u> 00円 を <u>75,4</u> 00円 に加 算し た額

ア 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

季別	期間	1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯	6人 以上 の世 帯
夏季	4月 から 9月 まで	<u>17,3</u> 00円	<u>22,3</u> 00円	<u>32,8</u> 00円	<u>39,3</u> 00円	<u>49,8</u> 00円	5人 を超 える 者1 人ご とに <u>7,30</u> 0円 を <u>49,8</u> 00円 に加 算し た額
冬季	10月 から 3月 まで	<u>28,6</u> 00円	<u>37,0</u> 00円	<u>51,6</u> 00円	<u>60,5</u> 00円	<u>75,9</u> 00円	5人 を超 える 者1 人ご とに <u>10,4</u> 00円 を <u>75,9</u> 00円 に加 算し た額

イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季 別	期 間	1 人 世帯	2 人 世帯	3 人 世帯	4 人 世帯	5 人 世帯	6 人 以 上 の 世 帯
夏 季	4 月 か ら 9 月 ま で	5,60 0円	<u>7,50</u> 0円	<u>11,3</u> 00円	<u>13,7</u> 00円	<u>17,4</u> 00円	5人 を 超 え る 者 1 人 ご と に 2,40 0円 を <u>17,4</u> 00円 に 加 算 し た 額
冬 季	10 月 か ら 3 月 ま で	<u>9,00</u> 0円	<u>11,9</u> 00円	<u>16,8</u> 00円	<u>19,9</u> 00円	<u>25,2</u> 00円	5人 を 超 え る 者 1 人 ご と に 3,30 0円 を <u>25,2</u> 00円 に 加 算 し た 額

4～13 [略]

イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季 別	期 間	1 人 世帯	2 人 世帯	3 人 世帯	4 人 世帯	5 人 世帯	6 人 以 上 の 世 帯
夏 季	4 月 か ら 9 月 ま で	5,60 0円	<u>7,60</u> 0円	<u>11,4</u> 00円	<u>13,8</u> 00円	<u>17,5</u> 00円	5人 を 超 え る 者 1 人 ご と に 2,40 0円 を <u>17,5</u> 00円 に 加 算 し た 額
冬 季	10 月 か ら 3 月 ま で	<u>9,10</u> 0円	<u>12,0</u> 00円	<u>16,9</u> 00円	<u>20,0</u> 00円	<u>25,4</u> 00円	5人 を 超 え る 者 1 人 ご と に 3,30 0円 を <u>25,4</u> 00円 に 加 算 し た 額

4～13 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の災害救助法施行細則の規定（別表第1の1（2）の規定を除く。）は、平成19年4月1日から適用する。